

ひとり親家庭等医療費の支給について（お知らせ）

健康保険で保険給付の対象となる医療費の自己負担分が助成される制度です
(付加給付金等の一部負担還元金・高額療養費・入院時食事療養費・保険外併用療養費・薬の容器代等は除かれます)

助成対象

配偶者(事実上の配偶者を含む)がおられない方等で、18歳未満(年齢到達後の3月31日まで有効)の子どもを扶養されている方及びその子どもが対象となります。

※この制度には所得制限があります。審査の結果、必ず受給資格をお持ちいただけるとは限りませんので、ご了承ください。詳しい支給要件については下記までお問い合わせください。

県内の医療機関での受診

★「有効期限のある健康保険証」または「マイナ保険証」もしくは「健康保険の資格確認書」と「医療費受給資格者証」を受診の度に医療機関（調剤薬局含む）の窓口へ提示してください。提示しない時は受診料をお支払いいただくことになります。

★一部負担還元金・付加給付金がある場合、受診者の方から市へ返金願うことがあります。

★入院時等で医療費が高額になる場合は、マイナ保険証を利用して「高額療養費限度額情報の表示」に同意するか、加入健康保険で限度額適用認定等の申請をして医療機関等へ提示してください。

県外の医療機関での受診

★この受給資格者証は使用できません。県外での受診の際は、一旦、医療費を医療機関等へお支払いいただいた後に、下記のものをお持ちの上、保険課医療係もしくは最寄りの行政局で払戻しの手続きをしてください。

《払戻しに必要なもの》

領収証（受診者名・受診年月日・保険点数・金額・医療機関名・印のあるもの）

受給資格者証

受給者（保護者）の方の振込先口座の分かるもの

※ 払戻しは、受診日から5年以内に申請しないと無効になります。

注意事項

★氏名、住所、健康保険、世帯状況または税申告内容等に変更があった場合は届出してください。

★資格喪失（転出、生活保護受給、婚姻（事実婚を含む）等）により医療費の一部又は全部を返納していただく場合があります。

★毎年10月末に所得等の見直しをするため、受給資格者証は1年毎に更新されます。

★その他お問合せ等については、下記までお願いします。

《お問合せ先》

田辺市保険課 医療係 ☎ (0739) 26-9926

龍神行政局住民福祉課 ☎ (0739) 78-0810

中辺路行政局住民福祉課 ☎ (0739) 64-0502

大塔行政局住民福祉課 ☎ (0739) 48-0301

本宮行政局住民福祉課 ☎ (0735) 42-0004